

事業所設置の際に必要なもの（一元）

<最初に労働基準監督署にご提出いただくもの>（豊橋労働基準監督署 電話 0532-54-1191）

- ◎労働保険関係成立届 ※
- ◎労働保険概算保険料申告書

届け出書類の書き方については、
雇用保険のしおりをご覧ください

<ハローワークにご提出いただくもの>

- ◎労働保険関係成立届の事業主控（監督署で受付されたもの）

（上記※の書類を労働基準監督署へ提出された際の事業主控です。）

- ◎雇用保険適用事業所設置届

* 確認資料

- （法人の場合）登記事項証明書（写）（設置届に法人番号（13ケタ）が記載されている場合は省略可）
※事業所所在地が登記事項証明書と異なる場合は、
所在地が明記されている確認書類を併せて添付してください。

- （個人事業主の場合）運転免許証、住民票等の身分証明書

+所在地及び事業活動（事業内容含む）の事実確認ができるいずれかの書類

【確認書類例：届出済の開業届、営業許可証、光熱水費請求書、賃貸借契約書などの（写）】

- ◎雇用保険被保険者資格取得届

* 確認資料

- 労働者名簿、出勤簿又はタイムカード、契約書、賃金台帳等

※6か月以上遡及して資格取得する場合は、遅延理由書や、賃金台帳と出勤簿（タイムカード）の遡及分（写）も提出が必要となりますので、雇用保険適用課職員へご確認ください。

【個人番号（マイナンバー）、在留カード番号（外国籍の方）等の記入が必要です】

<その他>

- ・雇用保険では、1週間の所定労働時間が20時間以上かつ、31日以上雇用見込みがある労働者が対象となります。
- ・窓口の受付時間は、平日8：30～16：00です。

豊橋公共職業安定所 雇用保険適用課

電話 0532-81-0377

事業所設置の際に必要なもの（二元）

□◎労働保険関係成立届

届け出書類の書き方については、
雇用保険のしおりをご覧ください

□◎労働保険概算保険料申告書

□◎雇用保険適用事業所設置届

* 確認資料

□ (法人の場合) 登記事項証明書(写) (設置届に法人番号(13ケタ)が記載されている場合は省略可)

※事業所所在地が登記事項証明書と異なる場合は、
所在地が明記されている確認書類を併せて添付してください。

□ (個人事業主の場合) 運転免許証、住民票等の身分証明書

+所在地及び事業活動(事業内容含む)の事実確認ができるいずれかの書類

【確認書類例：届出済の開業届、営業許可証、光熱水費請求書、賃貸借契約書などの(写)】

□◎雇用保険被保険者資格取得届

* 確認資料

□ 労働者名簿、出勤簿又はタイムカード、契約書、賃金台帳等

※6か月以上遡及して資格取得する場合は、遅延理由書や、賃金台帳と出勤簿(タイムカード)の
遡及分(写)も提出が必要となりますので、雇用保険適用課職員へご確認ください。

【個人番号(マイナンバー)、在留カード番号(外国籍の方)等の記入が必要です】

<その他>

- ・雇用保険では、1週間の所定労働時間が20時間以上かつ、31日以上雇用見込がある労働者が対象となります。
- ・窓口の受付時間は、平日8:30~16:00です。

※労災関係の手続きについては、労働基準監督署にお問い合わせください。

(豊橋労働基準監督署 電話 0532-54-1191)

豊橋公共職業安定所 雇用保険適用課

電話 0532-81-0377